

建設業者が人事異動にあたって気をつけたいこと

はじめに

先月は関東でも数十年ぶりという規模の大雪が降り、皆様もそれぞれ大変な思いをされたのではないかと思います。ようやく3月に入り春が近づいてまいりました。

春というと、出会いと別れの季節ですが、多くの会社でも人事異動が最も行われる時期ではないでしょうか。そこで今月号では、建設業許可を取得している会社が人事異動にあたって気をつけたいことについて取り上げていきます。

経營業務管理責任者及び専任技術者が不在となると

建設業許可を取得している会社の場合、経營業務管理責任者及び専任技術者の要件を満たす方が不在になると、その時点で建設業許可が失効することになってしまいます。この点について、建設業許可は非常にシビアです。許可が失効した場合、建設業の営業に重大な影響が出ることは必至です。そのため、建設業許可を取得している会社では、許可を維持するためにも経營業務管理責任者及び専任技術者の要件を満たす方が不在となる事態が絶対に生じないよう、経營業務管理責任者となっている役員が退任・辞任する、あるいは、専任技術者となっている従業員が退職・異動するというような場合に備えて、事前に代わりとなる方を揃えておくのが最も理想的です。また代わりとなる方を揃えることが普段できない場合にも、実際に不在となることが決まった際には事前に後任の方を必ず探してこなければなりません。

このマンスリープレスの主要読者である行政書士の先生にあたって、お客様である建設業者に対し、経營業務管理責任者や専任技術者の要件を満たす方が不在となった場合、許可がなくなってしまうという点をしっかりと認識してもらうことが大変重要です。またそうしたポジションに就く方が退任・辞任・退職・異動等する予定がある場合には、事後ではなく、事前に連絡を入れてもらうような関係作りも大切であると言えます。

経營業務管理責任者や専任技術者の後任をどう探すか

さて、経營業務管理責任者や専任技術者に変更の必要が生じた場合、会社がその後任をどう確保するかが、特段手段を講じずに人員を確保できるのならばそれが理想的ですが、簡単には確保できない場合、以下のような対応を主に行うことになるはずですが。

- 要件に該当する方をグループ会社から派遣(出向)させる(配置技術者は、出向者は原則として認められませんが、経營業務管理責任者や専任技術者は出向者でも問題なく就任できます。)
- 要件に該当する方を他の支店・営業所から異動させる
- 要件に該当する方を知人や人材紹介会社等のあらゆるルートを通じて探し、入社してもらう
- 要件に該当しているものの非常勤である方に、常勤になっていただく

また、前記のような対応をとっても、どうしても要件に該当する方が見つからない場合には、

- 現任の方に、退任・辞任・退職を待ってもらう
- 現任の方の人事異動を保留にする
- 最終手段として、許可の維持をあきらめるといったことを検討しなければなりません。

後任を探すうえで注意しなければいけない点

これまで私も経營業務管理責任者や専任技術者の変更手続きを数多く経験してきましたが、その際には注意しなければいけない点や頭に入れておかなければいけないことが色々とありました。

参考までに、以下に主なものを記していきます。

- 後任の方の建設業経営経験や実務経験を証明することが困難ではないか
→建設業許可を取得している会社での経験であれば比較的証明はしやすいですが、許可を取得していない会社の場合には証明資料がなかなか揃わないことがよくあります。また専任技術者に関しては、当時の社会保険未加入が影響して、常勤性の証明が困難となったこともありました。変更届は、後追いで提出するものですが、前任の方が不在となった後に、後任の方の要件を証明できないという事態にならぬよう、事前に調整をしておきたいところです。
- 全国展開しているような建設業者の場合、役員が全国の本社・支社等に分散していることもあります。そのような会社では、現在の経營業務管理責任者とは異なる本社・支社に常勤する役員の方が後任の経營業務管理責任者になることもあり、それに伴い建設業許可の管轄行政庁が変わることがあります。その場合、管轄の行政庁によって、経験の考え方や証明方法が異なる場合もありますので、事前にそこをよく確認しておくことが必要です。非常勤役員での経営経験では、経營業務管理責任者の建設業経営経験として認めていないという行政庁もありました。
- 特定建設業の許可を取得している建設業者においては、後任の専任技術者では一般建設業の許可要件しか満たせないということもあります。1つの会社・業種のなかで複数の営業所がある場合に特定許可の営業所と一般許可の営業所が混在することはできませんので、そういった場合、その営業所の廃止もしくはその業種の許可自体を一般許可に変更する般特新規申請の検討が必要となることもあります。この検討を建設業者と行う場合に、「営業所を廃止した場合、500万円未満の工事は廃止した営業所でも契約締結が可能かどうか」という質問をよくされますが、500万円未満の工事というのはあくまで許可を取得するかどうかのラインとなるものであり、許可を取得している業種の工事については、500万円未満の工事でもその業種の営業所として届出していない営業所が営業行為をすることはできませんので注意が必要です。